

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学公的研究費等不正防止計画

1 目的

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が設置する静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）において「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）を踏まえ、公的研究費等の適正な運営・管理、不正使用を防止することを目的とし、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学における公的研究費等の取扱いに関する規程第 8 条の規定に基づき、次のとおり「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学公的研究費等不正防止計画」（以下、「不正防止計画」という。）を策定し、実施する。

2 基本方針

最高管理責任者である学長は、以下の方針に基づき公的研究費等に係る不正行為の防止に取り組む。

- （１） 最高管理責任者のリーダーシップにより、学内に公的研究費等の適正な運営・管理の重要性の認識を徹底させ、不正行為を起こさない風土を作る。
- （２） 研究の促進、業務改善及び経費削減等の効率化の推進、公的研究費等の適正な運営・管理のバランスの取れた取組を推進する。
- （３） 社会に対し、公的研究費等の運営・管理について説明責任を果たすことができる体制を構築する。

3 取組体制

本学は「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学における公的研究費等の取扱いに関する規程」に基づき、以下の体制により、公的研究費等の適正な運営・管理に取り組む。

（１） 最高管理責任者（学長）

最高管理責任者は、本学全体を総括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。

（２） 統括管理責任者（副学長）

統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

また、本学において不正を発生させる要因があると認められる場合には、本学全体に起因するものと各部局に特有のものに分類し、コンプライアンス推進責任者に対して改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告する。

（３） 副統括管理責任者（理事（総務担当））

副統括管理責任者は、統括管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理を行う。

（４） コンプライアンス推進責任者（研究科長、社会健康医学研究センター長及び大学事務局長）

コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局内の公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。また、コンプライアンス教育を

実施し、受講状況を管理監督する。

(5) 公的研究費等適正管理推進委員会

公的研究費等不正防止計画を推進し、公的研究費等の適正な運営・管理を図る。

(6) 公的研究費等不正調査委員会

本学における公的研究費等に係る不正の調査及び調査結果の認定を検討する。

(別図参照)

- ・別図1 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学における公的研究費等の不正防止体制概要図
- ・別図2 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学公的研究費等の不正防止に関する規程・規則等の関連図

4 重点取組項目

不正防止計画の策定に当たっては、以下の区分により重点取組項目を設定し、不正発生要因を分析した上で、具体的取組を実施する。

(1) 学内の責任体系の明確化

公的研究費等に関する運営・管理について、最高管理責任者等の責任の範囲・権限、監事に求められる役割を明確化する。

(2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費等の使用ルール等について、教職員等に周知し意識の向上を図る。

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費等の使用に係る問題点について把握し、学内で共有する。

(4) 公的研究費等の適正な運営・管理活動

公的研究費等の執行状況について適時適切に把握し、適正な予算管理を行う。

(5) 情報発信・共有化の推進

情報の伝達を確保する体制の構築を図る。

(6) モニタリングの在り方

監査課と公的研究費等適正管理推進委員会と連携したモニタリング体制を整備する。

(別紙参照) ・公的研究費等不正防止計画における具体的取組事項一覧表

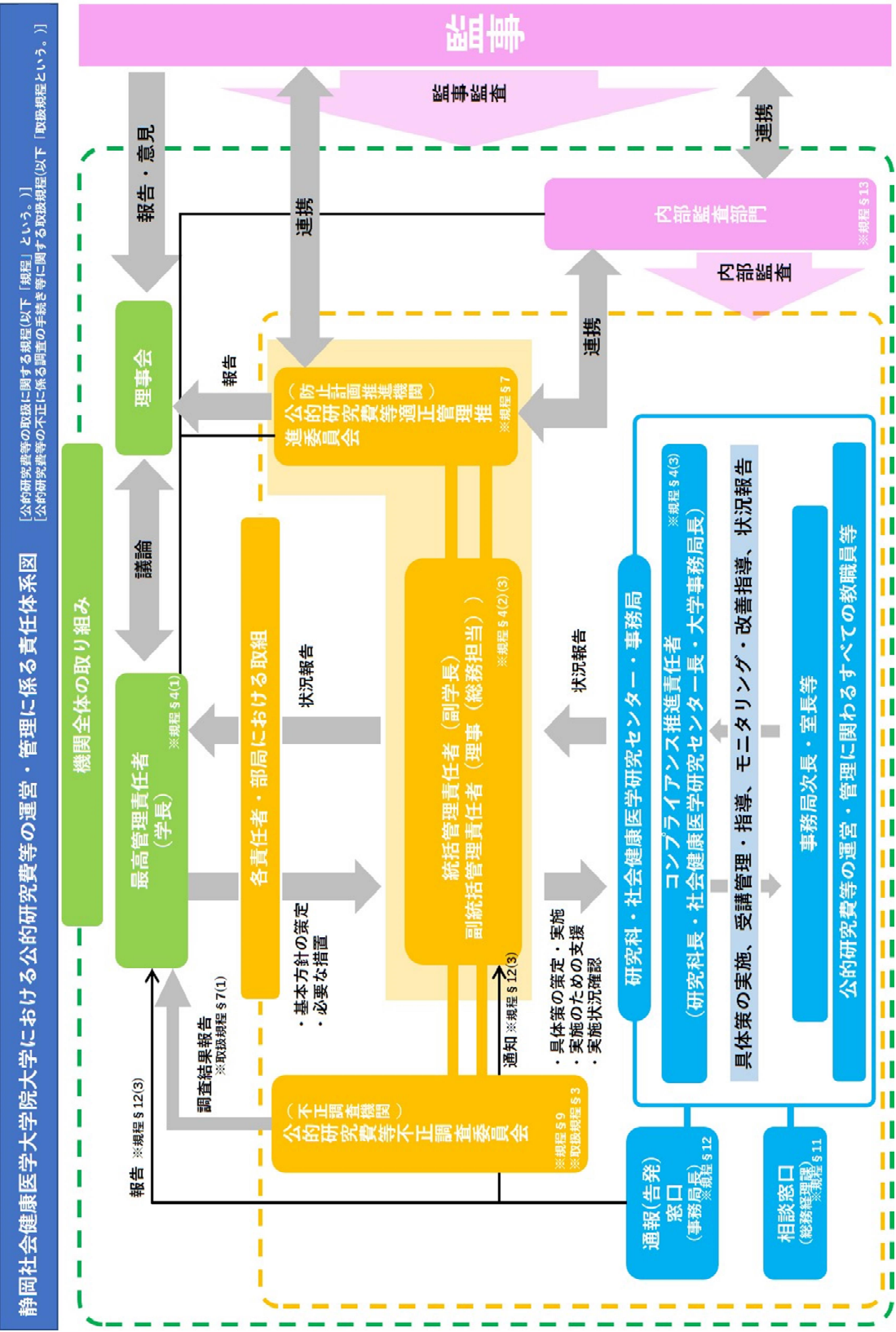
5 不正防止計画の点検・評価

不正防止計画は、最高管理責任者のリーダーシップのもと、公的研究費等適正管理推進委員会において実施する。

また、最高管理責任者は、公的研究費使用に係る不正発生要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、適宜見直しを図るものとする。

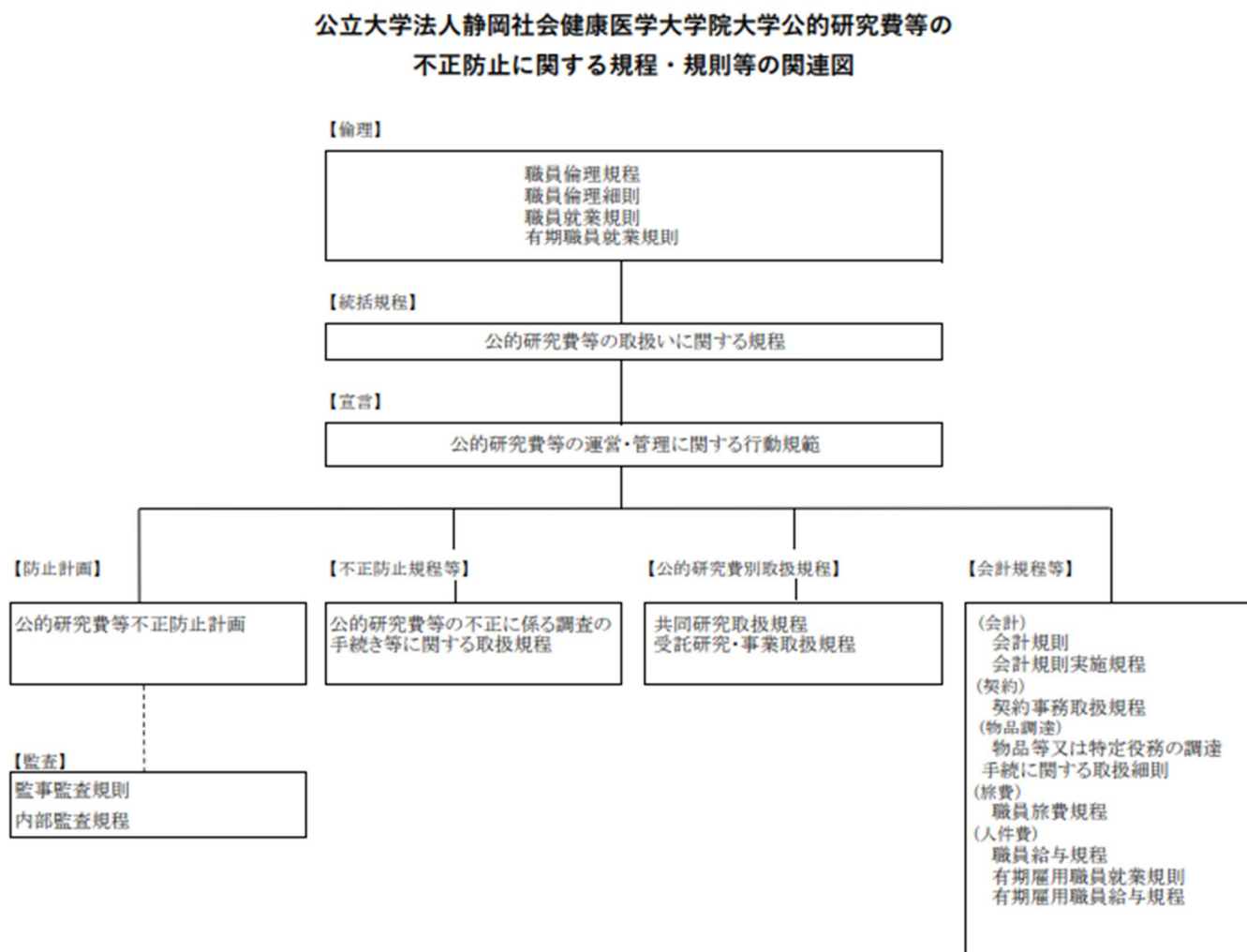
(別図1)

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学公的研究費等不正防止体制概要図



(別図2)

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学公的研究費等の不正防止に関する規程・規則等の関連図



(別紙) 公的研究費等の不正防止計画における具体的取組み事例

1 学内の責任体系の明確化

項目	具体的な取組
公的研究費等に関する運営・管理について、管理責任者等の責任の範囲・権限、監事に求められる役割を明確化する。	管理責任者等の責任の範囲、権限について、ホームページ等により内外に公表する。
	監事は公的研究費等の運営・管理においても重要な監査対象として確認し、意見を述べる。

2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

項目	具体的な取組
公的研究費等の使用ルール等について、教職員等に周知し意識の向上を図る。	「教職員行動規範」、「公的研究費等の不正防止に関する規程」等の周知、コンプライアンス研修会等を通して意識の向上を図る。
	関係する全ての教職員等から誓約書の提出を求める。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	具体的な取組
公的研究費等の使用に係る問題点について把握し、学内で共有する。	事務局で定期的な打合せ等を開催し、問題点の共有化を図る。
	監事及び監査課と連携を図る。

4 公的研究費等の適正な運営・管理活動

項目	具体的な取組
公的研究費等の執行状況について適時適切に把握し、適正な予算管理を行う。	研修会等をとおして、適正な手続きを啓発する。
	内部監査により確認する。

5 情報発信・共有化の推進

項目	具体的な取組
情報の伝達を確保する体制の構築を図る。	ホームページ等で学内外に相談窓口や通報窓口が設置されていることを周知公表する。
	研修会等の場を利用し意識啓発を行う。

6 モニタリングの在り方

項目	具体的な取組
監査課と公的研究費等適正管理推進委員会と連携したモニタリング体制を整備する。	適時情報交換を実施、情報を共有することで、モニタリングに反映させる。
	監査課と公的研究費等適正管理推進委員会との連携した監査を実施する。
	監査課と監事が連携し、モニタリング体制の強化を図る。